



2012年6月6日

各位

会社名 旭硝子株式会社
代表者名 代表取締役社長執行役員 石村和彦
(コード番号 5201 東証第1部)
問合せ先 広報・IR室長 上田敏裕
(TEL. 03-3218-5603)

通常型ストックオプション（新株予約権）の割当に関するお知らせ

当社は、2012年6月6日開催の取締役会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定並びに2012年3月29日開催の当社第87回定時株主総会決議に基づき、当社の従業員の業績向上に対する意欲や士気を一層高め、当社の企業価値向上に資することを目的として、当社の従業員に対してストックオプションとして発行する、新株予約権の募集事項等を下記のとおり決定し、当該新株予約権を引き受ける者の募集をすること等につき決議いたしましたのでお知らせいたします。

記

1. 募集新株予約権の名称
旭硝子株式会社2012年7月発行新株予約権（通常型ストックオプション）
2. 募集新株予約権の割当対象者及びその人数並びに割り当てる新株予約権の数
当社の従業員68名に対し、308個を割り当てる。
3. 募集新株予約権の総数
308個
上記総数は、割当予定数であり、引受けの申込みがなされなかった場合等、割り当てる募集新株予約権の総数が減少したときは、割り当てる募集新株予約権の総数をもって発行する募集新株予約権の総数とする。
4. 募集新株予約権の目的である株式の種類及び数
募集新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、募集新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は1,000株とする。
ただし、募集新株予約権を割り当てる日以後、当社が当社普通株式につき、株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）又は株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数を調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。
$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{株式分割（又は株式併合）の比率}$$

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該分割の基準日の翌日以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金又は準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。
上記のほか、募集新株予約権を割り当てる日以後、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数を調整する。
付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各募集新株予約権を保有する者（以下、「新株予約

権者」という。)に通知する。ただし、当該適用の日の前日までに通知を行うことができない場合には、以後速やかに通知するものとする。

5. 募集新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の算定方法

各募集新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、募集新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、募集新株予約権を割り当てる日（以下、「割当日」という。）の翌日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。以下、「終値」という。）の平均値（終値のない日数を除く。）とし、1円未満の端数は切り上げる。ただし、その価額が割当日の終値を下回る場合は、割当日の終値を行使価額とする。

6. 行使価額の調整

(1) 割当日以後、次の(i)又は(ii)の事由が生じる場合、行使価額は、それぞれ次に定める方法により、調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

(i) 当社普通株式につき株式分割又は株式併合が行われる場合
行使価額を次の算式により調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割（又は株式併合）の比率}}$$

(ii) 当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分を行う場合（当該新株の発行又は自己株式の処分が新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使又は当社による新株予約権付社債の取得と引換えにより行われる場合を除く。）

行使価額を次の算式により調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

① 上記算式に使用する「新規発行前の株価」は、下記(2)に定める「調整後行使価額の適用開始日」（以下、「開始日」という。）に先立つ45取引日目に始まる30取引日における東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値（終値のない日数を除く。）とする。なお、「平均値」は、円未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

② 上記算式に使用する「既発行株式数」は、基準日がある場合はその日、その他の場合は開始日の属する月の前月末日における当社の発行済普通株式数から当社が当該日において保有する普通株式にかかる自己株式数を控除した数とする。

③ 自己株式の処分を行う場合には、上記算式に使用する「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に、「新規発行前の株価」を「処分前の株価」に読み替えるものとする。

(2) 調整後行使価額の適用開始日

① 上記(1)(i)に従い調整を行う場合の調整後行使価額は、株式分割の場合は、当該分割の基準日の翌日以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金又は準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後行使価額は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。

なお、上記ただし書に定める場合において、株式分割のための基準日の翌日から当該株主総会の終結の日までに募集新株予約権を行使した（かかる募集新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の数を、以下、「分割前行使株式数」という。）新株予約権者に対しては、交付する当社普通株式の数を次の算式により調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

$$\text{新規発行株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{分割前行使株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

② 上記（１）（ii）に従い調整を行う場合の調整後行使価額は、当該新規発行又は処分する株式に対する払込期日の翌日以降（株主割当日がある場合は当該割当日の翌日以降）、これを適用する。

（３）行使価額の調整を行うときは、当社は開始日の前日までに、必要な事項を新株予約権者に通知する。ただし、開始日の前日までに通知を行うことができない場合には、以後速やかに通知するものとする。

7. 募集新株予約権を行使することができる期間

2015年7月2日から2021年7月1日まで

8. 募集新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

（１）募集新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

（２）募集新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記（１）記載の資本金等増加限度額から上記（１）に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

9. 譲渡による募集新株予約権の取得の制限

譲渡による募集新株予約権の取得については、取締役会の承認を要する。

10. 募集新株予約権の取得事由及び条件

当社が消滅会社となる合併契約が株主総会で承認された場合、当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画が株主総会で承認された場合、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画が株主総会で承認された場合には、当社は、取締役会が別途定める日に、無償で募集新株予約権を取得することができる。

11. 組織再編における募集新株予約権の消滅及び再編対象会社の新株予約権の交付の内容に関する事項

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の直前において残存する募集新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）を有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。

（１）交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

（２）新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

（３）新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、上記4. に準じて決定する。

（４）新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、上記5. で定められる行使価額を組織再編行為の条件等を勘案の上、調整して得られる再編後払込金額に上記（３）に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

- (5) 新株予約権を行使することができる期間
上記7. に定める募集新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記7. に定める募集新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
上記8. に準じて決定する。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の承認を要するものとする。
- (8) 新株予約権の取得事由及び条件
上記10. に準じて決定する。
- 12. 募集新株予約権を行使した際に生じる1株に満たない端数の取扱い
募集新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。
- 13. その他の募集新株予約権の行使の条件
 - (1) 各募集新株予約権の一部行使はできない。
 - (2) 募集新株予約権の割当を受けた者（以下、「対象者」という。）は、当社又は当社関係会社の取締役、執行役員、従業員の地位を失った後も、当社と対象者との間で締結する新株予約権割当契約（以下、「割当契約」という。）に定めるところにより、募集新株予約権を行使することができる。
 - (3) 対象者が死亡した場合は、割当契約に定めるところにより、相続人が募集新株予約権を行使することができる。
 - (4) 新株予約権者が募集新株予約権を放棄した場合には、かかる募集新株予約権を行使することができないものとする。
 - (5) その他、募集新株予約権の行使の条件は、割当契約に定めるところによる。
- 14. 募集新株予約権の払込金額
募集新株予約権と引き換えの金銭の払込みは、これを要しないものとする。
- 15. 募集新株予約権を割り当てる日
2012年7月2日
- 16. 募集新株予約権の行使請求及び払込みの方法
 - (1) 募集新株予約権を行使する場合には、当社が定める様式による「新株予約権行使請求書」に必要事項を記入し、記名捺印のうえ、これを下記17. に定める行使請求受付場所に提出するものとする。
 - (2) 上記(1)の「新株予約権行使請求書」の提出とともに、各募集新株予約権の行使に際して出資される財産の価額に行使に係る募集新株予約権数を乗じた金額の全額を、会社法第281条第1項の規定に従い現金にて下記18. に定める払込取扱場所の当社の指定する口座に振り込むものとする。
- 17. 募集新株予約権の行使請求受付場所
当社人事・総務室（又はその時々における当該業務担当部署）
- 18. 募集新株予約権の行使に際する払込取扱場所
三菱UFJ信託銀行株式会社本店（又はその時々における当該銀行の承継銀行若しくは当該支店の承継支店）
- 19. 本要項の規定中読み替えその他の措置に伴う取扱い
本要項の規定中読み替えその他の措置が必要となるときは、会社法の規定及び募集新株予約権の趣旨に従い、これに関連する事項の取扱いについて、当社が適切と考える方法により、本要項を変更できるものとし、かかる変更は本要項と一体をなすものとする。
- 20. 発行要項の公示
当社は、その本店に募集新株予約権の発行要項の謄本を備え置き、その営業時間中、新株予約権者の閲覧に供するものとする。

21. その他募集新株予約権に関し、必要な一切の事項は代表取締役に一任する。

<ご参考>

- | | |
|------------------------|------------|
| 1. 定時株主総会付議のための取締役会決議日 | 2012年2月8日 |
| 2. 定時株主総会の決議日 | 2012年3月29日 |

以 上